

## 議 事 日 程

平成28年 4月25日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第1号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）

専第2号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

専第3号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

専第4号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）

専第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）

専第6号 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第44号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について

日程第5 議案第45号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

（日程追加）

日程第6 議長辞職の件

日程第7 副議長辞職の件

日程第8 常任委員会委員の選任の件

日程第9 議会運営委員会委員の選任の件

---

### 出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

総 括 参 事 樋口章久

参事兼村民課長 小池毅

総 務 課 長 安江良浩

産業振興課長 今井稔

地域振興課長 桂川憲生

建設環境課長 今井義尚

教 育 課 長 安江任弘

診療所事務局長 伊藤保夫

会 計 管 理 者 安江誠

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
次 長 安 江 由 次

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第6号 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてまでの6件を専決関連により一括して議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江良浩君。

○総務課長（安江良浩君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求めます。平成28年4月25日提出、東白川村長。

記1. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）（別紙）。2. 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）。3. 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）（別紙）。4. 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）（別紙）。

5. 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。6. 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について（別紙）。

専第1号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,624万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年3月31日、東白川村長。

2ページから5ページの第1表につきましては、省略をさせていただきます。

6ページ、第2表 繰越明許費補正。6款1項、事業名、農業構造改善事業（一般）、変更前の金額579万5,000円、変更後の金額607万6,000円。

7款1項、事業名、住宅対策推進事業2,504万4,000円、変更後3,006万8,000円でございます。これは、事業費確定に伴う変更でございます。

続きまして、第3表 地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございませんので、起債の目的、限度額のみ御説明を申し上げます。

起債の目的、公共事業等債、変更前の限度額1,780万円、変更後限度額1,530万円。自然災害防止事業、変更前の限度額2,320万円、変更後の限度額2,240万円。過疎対策事業1億3,000万、変更後限度額1億3,180万円。緊急防災・減災事業債、変更前の限度額2,450万円、変更後2,430万円でございます。いずれも事業費確定に伴う変更でございます。

続きまして、平成27年度一般会計補正予算（第13号）について説明を申し上げます。

9ページ、10ページの事項別明細書は省略させていただきます。11ページの歳入から説明いたします。

3款1項1目利子割交付金8万1,000円の減、利子割交付金でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額2,014万6,000円の追加。

11款2項3目民生費負担金9,000円の追加でございます。ホームヘルパーの派遣負担金で、事業費の確定でございます。

12款2項4目衛生費手数料9,000円の追加、一般廃棄物の収集運搬等の許可申請の手数料の9,000円の追加でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額197万5,000円の追加。障害者の自立支援給付金、それから障害者の医療費国庫負担金、ここは入所者の介護給付費の確定に伴うものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額106万8,000円の減額でございます。ここは、地域公共ネ

ットワーク等の強靱化事業費補助金、W i - F i の事業ステーションの事業費の確定に伴うものでございます。その下が個人番号カードの交付事業費補助金でございます。マイナンバーカードの関連でございます。61万6,000円の減。

3目の民生費国庫補助金19万8,000円の減でございます。これにつきましても、個人番号カードの交付事務費の補助金の減額等でございます。

4目の衛生費国庫補助金2万2,000円の減でございます。がん検診の推進事業の補助金、これも事業費の確定に伴うものでございます。

10目教育費国庫補助金5,000円の追加。ここは特別支援教育の就学奨励費の補助金でございます。ここも事業費の確定に伴うものでございます。

14款1項3目民生費県負担金1万7,000円の減。ここは障害者の自立支援等の事業費の確定でございます。

4目の衛生費県負担金9万4,000円の減でございます。健康増進事業等の事業費の確定でございます。

続きまして、13ページをお願いします。

14款2項3目民生費県補助金11万3,000円の減。福祉医療費の助成の前年度の精算金が2万5,000円の減、それから森林整備の加速化・林業再生補助金の8万8,000円の減でございます。

4目衛生費県補助金6万3,000円の増、自殺予防の緊急対策事業の補助金5万4,000円の追加。それから、地域子ども・子育て支援事業の9,000円の追加でございます。

6目農林水産業費県補助金27万円の追加、農業委員会への交付金等の事業費の確定に伴うものでございます。

14款3項2目総務費県委託金2,000円。厚生統計調査の委託金ということで、事業の確定に伴う追加でございます。

15款1項2目利子及び配当金2,000円、歳計内利子の追加補正でございます。

15款2項1目生産物売払収入22万5,000円の減、村有林の生産林売り払い収入の減でございます。

2目の不動産売払収入25万4,000円、不動産の売り払い収入ということで、岐阜部品の物品の売却によるものでございます。

16款1項1目一般寄附金1万1,000円の追加。

2目指定寄附金308万円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金の追加受け付け分でございます。それから、5万円につきましては、社会福祉施設の整備指定寄附金ということで5万円いただいております。

それから、18款1項1目繰越金2,662万8,000円の減でございます。

続きまして、15ページの19款4項4目の雑入336万1,000円の追加でございます。主なものにつきましては、障害者医療費の国庫負担金の前年度精算金が144万7,000円、自立支援の前年度の精算金が69万9,000円、それから同じ自立支援でございますが、県の負担金の前年度の精算金107万3,000円ということで、それぞれ事業の確定に伴う精算金でございます。

その下が5目の過年度収入2万5,000円の減でございます。福祉医療の助成事業の前年度の精算金でございます。

続きまして、20款1項2目総務債30万の追加、過疎対策事業債でCATVの機器等の導入事業。

それから、3目の民生費100万円の追加、過疎対策事業、高齢者の外出支援事業でございます。

4目の衛生費50万の追加、予防接種事業。

6目の農林水産業債80万円の減、一般単独事業債、自然災害防止事業の減でございます。

それから、8目土木債250万の減、国道256の改良工事、防災安全交付金事業のそれぞれの減でございます。

9目消防債20万の減、ヘリポートの建設事業の減でございます。これにつきましても、事業費の確定に伴う村債の補正でございます。

続きまして、16ページ、歳出の説明をいたします。

2款1項1目一般管理費303万の追加、ふるさと思いやり基金の積立金でございます。

6目の企画費は再生可能エネルギー推進事業、これは財源の補正でございます。

10目の地域情報化事業費95万の減、CATVの番組制作費、主に臨時雇用賃金でございます。不用額が生じたので減額しております。

続きまして、2款2項2目の賦課徴収費17万の追加。これは村税の還付金等の償還金、利子及び割引料でございます。

続きまして、17ページの2款3項2目住民情報処理費61万3,000円の減、交付金確定に伴いまして減額が生じたので、不用額等を減額するものでございます。

2款5項1目統計調査費。これは補助金決定に伴う財源補正でございます。

3款1項1目住民福祉費。これにつきましても、交付金の決定の伴う財源補正でございます。

3目の保健福祉費249万3,000円の減。扶助費でございます。利用者の減に伴う不用額の減額が生じたので減額をいたします。それから、償還金、利子及び割引料が5万7,000円の追加。積立金につきましては、社会福祉整備基金の積立金ということで5万円を追加しております。

続きまして、18ページの3款1項4目老人福祉費118万円の追加でございます。需用費につきましては、修繕料の不用額が生じたので32万円の減でございます。それから、委託料の70万円につきましては、デイサービスの利用者増に伴う追加補正でございます。また、扶助費の80万の追加は老人ホームの措置費負担金ということで、利用者増に伴うものでございます。

続きまして、4款1項2目の予防費17万2,000円の減でございます。予防接種事業で、国庫・県支出金の補正がございましたので、財源の補正等を行っております。

続きまして、3目の母子健康センター費。これにつきましても、補助金の確定の伴う財源補正でございます。

続きまして、5目の環境対策費111万1,000円の減でございます。ここは委託料が18万1,000円、河川の除草業務の不用額でございます。19節の負担金、補助及び交付金、補助金は93万の減でございます。ここは太陽光発電の設置補助、それから環境整備事業の補助金等で、事業の確定に伴う不

用額等の減でございます。

続きまして、20ページの4款1項6目の廃棄物対策費。ここは、その他の収入の増に伴う財源補正でございます。

続きまして、6款1項1目農業委員会費。ここにつきましても、国・県支出金の確定に伴う財源補正でございます。

3目の農業振興費70万の減、ここはイノシシ等の防護柵の設置補助金の不要分が生じたもので減額をしております。

それから、4目の農業構造改善事業費16万7,000円の追加、工事請負費としまして、野菜販売所の修繕工事の追加でございます。

それから、5目山村振興事業費64万の減、白川茶屋、つちのこ館、それから魚の宿のそれぞれの修繕工事等の事業費の確定に伴う減額でございます。

続きまして、21ページの6款2項2目林業振興費66万9,000円の減、旅費が13万4,000円の減、委託料につきましては、森林整備委託料が53万5,000円の減、不用額が生じたものでございます。

続きまして、3目の林道総務費74万8,000円の減、工事請負費で74万8,000円の減でございます。県単の治山工事、事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、7款1項2目地域づくり推進費276万8,000円の追加でございます。賃金が120万の減、地域おこし協力隊の1名が中途退職ということで、臨時雇用賃金の減でございます。報償費61万6,000円の減、講師の謝金の不用額を減額するものでございます。15節の工事請負費502万4,000円の増、エコトピアの住宅道路の取り付け工事の増でございます。繰出金の44万の減は、簡易水道の特別会計への繰出金でございます。

続きまして、22ページの8款2項1目道路橋梁費。ここにつきましては、地方債の減額に伴う財源補正でございます。

8款3項1目の住宅管理費20万3,000円の減。ここにつきましては、修繕料で退去修繕料の不用額が生じたので減額をいたします。

9款1項3目の災害対策費、ここも地方債の減額に伴う財源補正でございます。

続きまして、23ページの10款2項2目教育振興費、小学校の就学援助事業の国・県支出金の追加補正に伴う財源の補正でございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○参事兼村民課長（小池 毅君）

専第2号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,498万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分する。平成28年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの予算の事項別明細書の朗読を省略いたしまして、7ページから説明をいたします。

歳入、10款1項1目繰越金、補正額が100万円、前年度繰越金でございます。

次のページに参りまして、3. 歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額が100万円。一般被保険者療養給付費としまして、見込み額に対する不足を増額するものでございます。

国民健康保険の補正は以上になります。

続きまして、専第3号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,556万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分する。平成28年3月31日、東白川村長。

同じく2ページからの歳入歳出予算補正から6ページまでの事項別明細書を省略いたしまして、7ページの歳入から説明をいたします。

7款1項1目繰越金、補正額が175万5,000円。前年度繰越金でございます。

8ページに参りまして、3. 歳出、1款3項2目認定調査等費、補正額15万5,000円。認定調査費の賃金の不足見込みに対する増額補正でございます。

2款1項5目居宅介護サービス計画給付費、補正額160万円。これは居宅介護サービス計画給付費ということで、介護予防サービス計画の策定数増加見込みに伴う増額補正でございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

#### ○建設環境課長（今井義尚君）

専第4号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,950万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分する。平成28年3月31日、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明いたします。



歳入、2款1項1目一般会計繰入金、補正額44万円の減額。一般会計繰入金でございます。

3款1項1目繰越金、補正額1,000円の減額。前年度繰越金でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円、水道基金利子でございます。

5款1項1目分担金、補正額100万6,000円、加入者分担金で、2件の加入者があったことによる増額補正でございます。

歳出、1款1項1目一般管理費、補正額100万6,000円、25節積立金で、加入者があった加入金を積み立てるものでございます。

次、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額44万円の減額。15節工事請負費で、大明神のエコトピア住宅の配水管布設替工事の完了に伴う不用額の減額でございます。

簡易水道特別会計は以上でございます。次に専第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,480万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年3月31日、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正並びに5ページの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明いたします。

歳入、3款1項1目繰越金44万6,000円の減額。前年度繰越金でございます。

4款1項1目利子及び配当金、集合型合併浄化槽の基金利子でございます。補正額1,000円でございます。

歳出、2款1項1目施設維持管理費、補正額44万5,000円の減額。15節の工事請負費で、施設整備工事、平西浄化槽と宮代浄化槽の機器更新等の完了に伴う不用額でございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○参事兼村民課長（小池 毅君）

専第6号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成28年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について。

1枚めくっていただきまして、東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第1条、東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表ということで、これにつきましては、行政不服審査法の施行に伴う所定の規定を整備するものでございます。

上段が改正案、それから下段が改正前でございます。これにつきましては、議事についての調書についての規定でございます。第12条のところ、改正前ですが「書記は、前3条に規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない」、この3条でございますけれども、これは引用条文の錯誤によりまして、これを改正では「第7条から第9条まで」ということに訂正するものでございます。第7条は、審査申し出人の口頭による意見陳述、8条は口頭審査、9条は実地調査に規定するという条文に変更をしております。

続きまして、また本文へ戻っていただきまして、東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正いたしまして、第2条、東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

また、新旧対照表を見ていただきまして、最後のページを見ていただきたいと思います。

ここでは附則としまして、これの適用区分をあらわしております。改正前におきましては、これは2のところですが、審査申し出人の申し出から審査の決定までの一連の手續につきまして、下線のところですが、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用するというところでございますが、これを改正のほうでは、村長が固定資産課税台帳に固定資産の価格等の全てを登録した場合による公示。それから、同じく固定資産の価格を修正した登録した場合の公示。それから、固定資産課税台帳に登録された価格等に重大な錯誤があった場合の関係納税義務者への通知がされる場合について適用するというように改正をしております。それから、その後段のほうですが、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産についての固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によるということにつきましては、先ほど言いました公示通知前に公示等がされた場合については、従前の例によるということで改正を行っております。

また本文へ戻っていただきまして、次のところ、2ページでございますけれども、附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

**○6番（今井保都君）**

まず、今回は専決処分ですので余り追求は避けて、提言というか、そういうことでちょっと説明を求めていきたいと思っております。

21ページの一般会計のエコトピア住宅取り付け工事の502万4,000円の件ですが、4月2日に村長から説明をいただきました。事業を早期に完成しなければならないということで理解は十分してお

ります。その中で、最初予算の設定に当たって、どういうところに問題点があったのか、その辺を調査・検証をしていただいて、地形的なことであれば、工事に取りかかる前に、その近くに住んでみえる住民の方々から、こういう地盤ですよとかいった情報提供ももらいながら事業を組み立ててれば、もう少し最初予算の設定どおりに近い予算で事業が展開できるのではないかなというふうに私は思います。せつかく村民の大事な税金ですので、なるべくこういったことのないように、今後十分また検証して、いろんなところでまた生かしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問承りました。

4月2日にもいろんな御意見をいただきましたので、6番議員さんは、本会議で議事録に残すということで今発言があったというふうに理解をいたします。事業の執行については、これは全体の事業の中ではエコトピア住宅の件もございましたし、農道の整備というところにも延長して事業を実施したというところで御理解をいただいたというところがございますが、村民のためになる事業をしっかりとこれからもやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の歳出のほうの16ページにあります東白川村無線LAN環境整備事業の財源補正になっていますので、実際には税金がこれだけ余分に使われることになったということになると思います。当初、この計画におきましては補助事業ありきで、本来住民からの十分な要望が出ているかどうかの段階で、補助金をもとに無線LANを整備するという方向でいって、このときの当初の補助金ありきに対して1割以上の一般財源の事業確定による歳入の財源補正になっているわけですが、まず、もともとプラスアルファのサービスとして認可を求めてこられた背景には補助金がつくであろうということが前提で、プラスアルファのサービスを予算化されたものだと思います。それに対して、終わってみたら一般財源が使われるというのは、まず一つの方向性として疑問点を感じるとともに、この事業は終了しましたが、皆さんに公知がされていないとか、広報が十分されていないということと、それから、もしかしたら本来の当初設計の効果が十分出ているのではないかという疑問点がありますので、それだけの部分についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問承りました。

課長がちょっとかわりましたので、私のほうから指摘事項について。

事業設計がしっかりできていなかったのではないかと、ここは否めないところでございます。東海通信局に指導を受けながら、ここは補助対象にならないよということで、会計検査対応の事業でしたので、そこがちょっと甘くて、対象にならないところを削除したということで、補助金が減額になるので一般財源に持ってきたということでございます。設計どおりには一応できたと思っておりますが、そういう補助対象と補助対象外のところの認識については、大変申しわけなかったというふうに考えております。

それからもう1点、この成果、これを告知するということは御指摘のとおりだと思いますので、これからもやっていって、通信の世界で東白川村が過疎にならないように、この事業を足がかりに整備をしていきたいと思っておりますけれども、いい事業が採択できたときにやっていきたいなというところでございます。Wi-Fi環境についての整備は今後とも留意をしていきたいというふうに私は考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

蛇足になるかもしれませんが、補助金につかない一般財源をもとにする事業と補助金がつく事業にどうしても設計の甘さが逆に感じられる部分もあります。今後いろんな事業の中で、補助金はずっとつくということで、どうしても設計の段階で余裕を持ち過ぎて過剰な投資になりがちな部分がありますので、今後ぜひ補助金がつくつかないかにかかわらず、どんな事業においてももう少し精査された事業計画をお願いしたいというふうに思っておりますので、ちょっとこれに対する御意見だけ伺えたらと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

そのとおりですので、改めてまいりたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての案件を順次採決します。

初めに、専第1号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第1号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）までの5件については、原案のとおり承認されました。

次に、専第6号 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第6号 東白川村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第4、議案第44号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

今井稔君。

##### ○産業振興課長（今井 稔君）

議案第44号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第2項の規定により、中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年4月25日提出、東白川村長。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中「郡上市八幡町中坪226番地1」を「郡上市大和町島2509番地1」に改め、「及び加茂郡川辺町比久見616番地3」を削る。

附則、この規約は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この規約につきまして、3月の議会のときに一度提出されておりますけれども、変更点を申しますと「第4条中1項中の」というところが「第4条中」に変わっております。

また、附則につきましては、「この規約は岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する」が、「この規約は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する」に変わっております。この理由といたしまして、岐阜県知事の認可は要らないということで、このように変更されましたのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号 中濃地域農業共済事務組合格約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 中濃地域農業共済事務組合格約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第5、議案第45号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江良浩君。

○総務課長（安江良浩君）

議案第45号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,084万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,984万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年4月25日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただきます。

7ページの歳入から説明をいたします。

9款1項1目地方交付税136万2,000円の追加でございます。

13款2項6目農林水産業費国庫補助金900万円、農山漁村振興交付金でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金27万2,000円の追加。森林整備地域活動支援交付補助金の追加でございます。

19款4項4目雑入21万1,000円、FMの告知端末機の販売代金でございます。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

2款1項10目地域情報化事業費117万3,000円の追加でございます。需用費としまして10万8,000円、端末増設に伴う消耗品の追加でございます。それから、備品購入費が106万5,000円、端末の増設希望者に対応するための端末機の購入費でございます。

続きまして、6款1項4目農業構造改善事業費15万円の追加。工事請負費で15万円でございます。コンテナハウスのエアコンの設置ということで15万円計上させていただきました。

5目の山村振興事業費916万円の計上でございます。ここは農山漁村振興交付金事業の採択内示を受けまして事業を行うものでございます。11節の需用費62万4,000円、ここは販売促進に要する費用でございます。12節の役務費191万6,000円、ここについてはサンプルの郵送料、また広告の掲示料が主なものでございます。13節の委託料104万9,000円、ここにつきましてはデザインの委託料、パッケージ等でございます。また、通信サイトの構築の委託料でございます。それから、14節の使用料及び賃借料314万6,000円、ここにつきましては機械の借り上げ料が264万8,000円、それから通信サイトのサーバーの借り上げ料が49万8,000円計上させていただいております。

続きまして、16節の原材料費62万7,000円、ここにつきましてはサンプルの作成原材料費でございます。

続きまして、9ページの6款2項2目林業振興費36万2,000円の追加、ここは負担金、補助及び交付金、補助金でございます。森林整備地域活動支援交付補助金ということで36万円の追加でございます。森林経営計画で間伐調査の対象面積及び単価の増加に伴う補助金の増でございます。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

**○2番（今井美道君）**

今の歳入歳出の部分に、先ほど村長の冒頭のお話にもありましたけど、FM告知端末の話がありました。歳入の部分ではあれですけど、歳出の部分で100万円ほどかかるよということ。販売代金が歳入に21万1,000円ということなんですけど、どういった仕組みで、追加の分ということですよ、別棟等の。そういったことだと思うんですが、その辺のどういった運用と募集というか、個別

に今まであって、お話があったところだけに端末を売っていくのか、補助していくのか、丸々原価で買っていただくのかといった点を御説明いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江良浩君）

本日の議会でお認めいただきました後に、全住民に対して告知をさせていただきまして、希望をとりたいなと思っております。

また、設置方法とか周知の方法、それから金額設定については、今後の委員会等でまた御相談をさせていただきたいなと思っております。ということで、まず歳出のほうにつきましては、ワンロット100台が最低の購入ということで、100台分を購入させていただきましたし、歳入の販売代金につきましては、一応原価で計上させていただきました。100台購入させていただきましたけど、実際に希望をとって設置をするには、何台か最低限このぐらいだろうというような見積もりで上げさせていただいております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

今井美道君。

○2番（今井美道君）

済みません、今の件で。

これから協議ということですのであれですけれども、当然3月に一般質問させていただいた折に、やはりそうやって別棟に欲しいということと、別棟につけるものはちょっとやっぱり高価らしいので、もうちょっと安価なものでいけるようなものもあるということを知っていましたので、多分それかなという気はするんですが、できるだけ早く対応もしていただきたいと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江良浩君）

6月、梅雨期に入りますと出水期で、いろんな情報の提供もあるかと思っておりますので、なるべく早く対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は同じ項目についての質問になりますので、ちょっと重なっている部分があるかと思ひますけ



れども、この補正についてなんですが、この事業はFMを告知端末にするという時点で、ある程度本来は予測がついていなきゃいけなかったことの一つだと思います。担当者の怠慢だとまでは言いませんけれども、新たな端末におきましては、ただ単に外部スピーカーを差しかえるだけでは、1カ所、本体が音が出るか、外部スピーカーから音が出るか二者一択という状態になることは、当然最初から予想がされていなきゃいけないことを、つけかえて初めて、それも利用者のほうから不満の声が上がって初めて、元来の放送ができていないということに気がつかれてこうなったという経緯は伺っています。

でも、問題の部分はそこではなくて、このFM告知端末の持っているものはサービス事業ではなくてライフラインに当たる部分であるのを、この1カ月間空白の時間ができているということが一番大問題ではないかと思っています。

特に災害はいつ起こるかわからないというのは、今回の九州の災害でもありますように、もしこの1カ月の間に災害が起きていたらと考えたら、ぞっとする場面でもあります。ここでちょっとさかのぼった話をさせていただきますと、当初このCATV事業が始まる時、その以前の有線におきましてはどこに端末をつけても、要は有線電話をつけても、必ずそこで放送が聞ける。それから、放送を聞く専門の機械をどこにつけても放送が聞けるという状態でした。これが今回、CATV事業に移るときに、全ての端末が1加入分の権利を持たないと放送が聞けないという状態に陥ったときに、さまざまな場所で弊害が出たということは多分当時の担当者の方もよく御存じだと思いますので、公民館に最初ついてははずの外部スピーカーがなくなってしまったこととか、それから親子で別棟で聞いていたはずの放送が、加入料を倍払わないと聞けないから1カ所に制限されてしまった。その当時はそこでスタートしまして、すぐさま放送が聞けるようにということで、外部スピーカーをつけるというのが過去の経緯だったと思います。

それが今回の事業は、当然計画の当初から予想できたことであり、もう一個はその時点で過去にできたサービスを外部スピーカーに置きかえているわけですので、その費用負担のない状態で同じ状態に復活するのが原則だったと思います。

ただし、4月からいきなりうちは放送が聞こえなくなったという話がそこらじゅうで聞かれています。こういうことはインターネットの今後も含めまして、ライフラインとしての村の義務に対して、余りにも甘過ぎるんじゃないかと思っています。

それで、この1カ月の空白ができたということはすごい問題であることと、今回ちょっと変な言い方ですけど、どうしてこれを専決でやられなかったのかなということを思います。命にかかわることについては、確かに議会の理解を求めながら次に進んでいく補正のあり方というのは正しいかと思いますが、今回、専決補正でやたら出てきているものにつきましては、大して命にかかわるものがないにもかかわらず、この命にかかわるかもしれないというFM告知端末の案件が専決ではなくて補正で上げられてきているということが、多少専決に対する、もしくは村民の命に関する担当者、もしくは村長の危機感のなさが結果としてあらわれているんじゃないかと思っていますので、ちょっとこの辺の命を守るという部分と補正、もしくは専決の案分のやり方についての意見もちょ

っと伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私は決して命を安く見ておったわけではないんですが、まさに不明の至りということで、昨年度の事業を組むときに、ここまで思いが至って適正な指示ができなかったということを本当に反省しております。今回、議員御指摘のとおりいろんな声が上がってきたところでやっと、専決というところの回答ですが、専決の時点でも、申しわけないですが、まだそこまで準備ができていなかったということで、今回の臨時議会ということで、本来ならば先ほど2番議員さんに御指摘をいただいたようなことを説明してから立ち上げるべきだったんですが、25日に臨時会を予定しましたので、ここで上程をさせていただいて、本当に後追いのような形で大変申しわけないわけですけど、不明の至りということで御指摘を真摯に受けとめて、今後改善をして職員にもそういった認識でいます。決して村民を、私が防災・安全といったところを一生懸命やっているということは御理解いただいていると思いますけど、裏腹にそれだけの知識がなかったというところで不明を恥じておるところということで答弁をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

それに関連しまして、今、防災、川のカメラ等も今1カ所見えていないという指摘もあります。それは全て同じ課の同じ系の部署になります。あの場所はサービスではなくて、もうライフライン、住民の命を握っている大事な部署であるということを認識いただきまして、もっとスピーディーな厳格な部署としての再構築というか、構築ではおかしいですので、もう少し認識を新たに持っていただきたいということに対する御返事をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

真摯に受けとめて対応させていただきますので、認識が甘いという御指摘ですので、今後改めてまいります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。50分からお願いします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時50分 再開

○副議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま服田順次君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

◎議長辞職の件

○副議長（樋口春市君）

追加日程第6、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、服田順次の除斥を求めます。

[議長 服田順次君 退場]

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。平成28年4月25日、東白川村議会議長 服田順次。東白川村議会副議長 樋口春市様。以上です。

○副議長（樋口春市君）

お諮りします。服田順次君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

ただいま議長から出されました辞職に対し、異議ありとします。

○副議長（樋口春市君）

異議ありますので、起立によって採決をいたします。

服田順次君の議長辞職を許可することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立がありません。したがって、服田順次君の議長の辞職は、許可しないことに決定しました。

服田順次君の除斥を解除します。

〔議長 服田順次君 入場・着席〕

服田順次君に、議長の辞職が許可されなかったことを報告します。

ここで、服田順次君に御挨拶をいただきます。

○議長（服田順次君）

ただいまは、辞職の許可が否決されたという報告をいただきました。したがって、引き続きもう1期議長をやらせていただくことと受けとめさせていただきました。今までも至らぬところばかりと思いますが、今後はなお一層身を引き締めて職務を全うしたいと思いますので、議員各位はもとより村長を初め行政職員の皆様にも、今まで以上の御協力・御指導を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とします。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま樋口春市君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7とし、議題としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（服田順次君）

追加日程第7、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、樋口春市君の除斥を求めます。

〔副議長 樋口春市君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成28年4月25日、東白川村議会副議長 樋口春市。東白川村議会議長 服田順次様。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。樋口春市君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ただいま副議長の辞職の件、許可しないことを求めます。以上。

○議長（服田順次君）

異議がありますので、起立によって採決をいたしたいと思います。

樋口春市君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立がありません。したがって、樋口春市君の副議長の辞職は、許可しないことに決定しました。樋口春市君の除斥を解除します。

〔副議長 樋口春市君 入場・着席〕

樋口春市君に、副議長の辞職が許可されなかったことを報告します。

ここで、樋口春市君に御挨拶をいただきます。

○副議長（樋口春市君）

ただいまは、再び副議長の大役を仰せつかることとなりました。議員の皆様方には、また今後ともより一層御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、村長を初め教育長、幹部職員の皆様方には、村民の皆様方が少しでも安心・安全にお暮らしいただけるように私も努力をしておりますので、今後ともより一層の御協力とお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。副議長にまた再任いただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

ただいまの正・副議長に私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8とし、常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8とし、議題とすることに決定しました。

---

### ◎常任委員会委員の選任の件

#### ○議長（服田順次君）

追加日程第8、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 今井美和議員から7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に、議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。また、議会報の編集委員並びに正・副委員長、議会改革検討委員の正・副委員長も決めてください。お願いします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時06分 再開

#### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果及び議会報編集委員並びに正・副委員長の互選の結果、議会改革検討委員会正・副委員長の互選の結果を書記より報告させます。

#### ○議会事務局次長（安江由次君）

では、報告いたします。

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果、議会報編集委員の選任の結果並びに正・副委員長の互選の結果、議会改革検討委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告させていただきます。

総務常任委員長に桂川一喜議員、同副委員長に今井美和議員、産業建設常任委員長に今井美道議員、同副委員長に安江祐策議員、議会報編集委員は今井美和議員、樋口春市議員、今井美道議員、桂川一喜議員です。なお、議会報編集委員長には今井美和議員、同副委員長には樋口春市議員が就任されます。

また、議会改革検討委員長には樋口春市議員、同副委員長には今井美和議員が就任されます。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員並びに正・副委員長、議会改革検討委員正・副委員長が決定しましたので報告します。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会報運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9とし、議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

---

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（服田順次君）

追加日程第9、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、2番 今井美道君、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井美道君、桂川一喜君、樋口春市君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。

なお、議長は法第105条の規定に基づき、委員会に出席します。

午前11時08分 休憩

---

午前11時09分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

議会運営委員会委員長並びに同副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員委員長に桂川一喜議員、同副委員長に今井美道議員です。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成28年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会



